



利尻富士町経営持続化特別支援金募集要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により営業時間の短縮や外出・往来の自粛の要請などにより町内の各産業に経済的な影響が及んでいることから、予算の範囲内で利尻富士町経営持続化特別支援金を給付します。

2. 申請要件

次の全ての要件を満たす事業者

- (1) 町内に主たる事業所を有し事業を行っている者
- (2) 北海道が実施する特別支援金の給付決定を受けた者
- (3) 町税・使用料等滞納の無い者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

※北海道の特別支援金の詳細については、役場ロビーにある「道特別支援金申請の手引き」をご覧ください。

3. 給付額

中小法人・個人事業者問わず、一律10万円を支給します。

※一経営者が複数の道支援金の給付決定を行けている場合は、給付の数に限らず、一事業者として10万円の給付とします。

4. 申請手続き等

- (1) 本給付金の申請に必要な書類等の入手方法

- ①利尻富士町ホームページよりダウンロードすることができます。
- ②利尻富士町産業振興課に申請書類等を用意しています。

- (2) 申請書類の提出

下記に定める書類を各1部提出してください。

- ①利尻富士町経営持続化特別支援金給付申請書（様式第1号）
- ②北海道の特別支援金の給付通知書の写し
- ③北海道の特別支援金算定の根拠となる売上げの減少が確認できる書類
- ④振込先口座通帳の写し（表面と通帳を開いた1、2ページ）

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

5. 申請受付期間・申請方法

- (1) 申請受付期間

令和3年5月10日（月）から令和3年9月30日（木）まで

※北海道の申請期限が令和3年8月31日となっていますので、北海道の給付決定後は、速やかに申請をお願いします。

(2) 申請方法

申請書類を下記まで提出して下さい。

【提出先】利尻富士町役場産業振興課

6. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付開始は、順次実施していく予定です。

※不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送します。

8. その他

- (1) 本支援金の給付決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- (2) 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することがあります。

【お問合せ先】

担当課：利尻富士町産業振興課

受付時間：9時～17時（平日のみ）電話：0163-82-1114（担当：関・吉田）